

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月6日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝工業機器系統(上海)社(以下「TIPSH」)に対して提起されていた仲裁が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝工業機器系統(上海)社
住 所 中国上海市自由貿易試験区希雅路69号六階635室
代表者 島田 誠

(2) 当該仲裁の申立てがあった年月日

2017年10月24日

(3) 当該仲裁を申立てた者の氏名及び住所

氏 名 個人(以下「申立人」)
住 所 中国上海市

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

申立人は、TIPSHを解雇されたことを不服として、解雇に伴う賠償金等約29,000元(約49万円)の支払いを求め、上海市黄浦区労働人事争議仲裁委員会に仲裁申立てを行いました。

(5) 当該仲裁の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日

2018年3月31日

解決の内容及び損害賠償支払金額

2018年1月5日付でTIPSH及び申立人に対し、TIPSHは申立人に、裁決書発効の日から3日以内に、病気休暇の給与差額約500元(約9千円)を支払うこととする裁決書の送達があり、これを不服として当事者から訴訟が提起されなかったため、当該裁決書は2018年3月31日に発効しました。

以 上